

豊田亀吉と小弥太がのこしたもの — 豊田大門家資料紹介 —

三井紀生

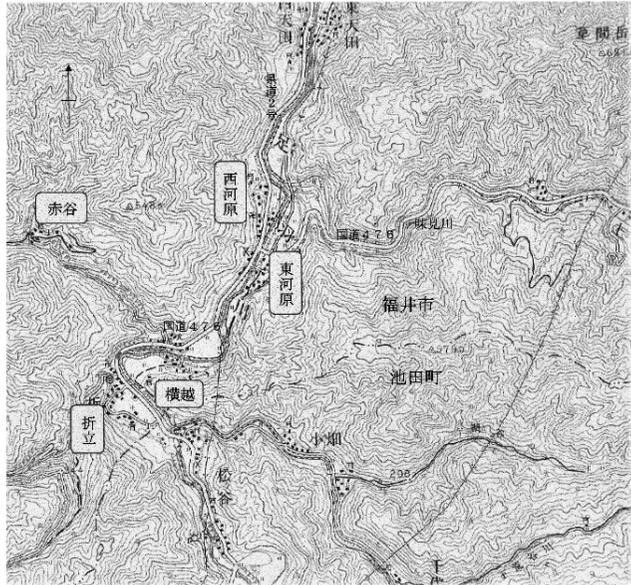
はじめに

平成三年（一九九二）一月、福井市東河原町ひがしうばらの豊田大門家（以下大門と称す）が所蔵する資料全体の目録を作成した。その後平成二四年（二〇一三）に約七割の資料の保存を依頼され、令和四年（二〇二二）一〇月に残りの資料も追加となり、目録と照合した結果ほとんどが遺存していることを確認した。資料の多くは豊田大門（亀吉）とその嫡男小弥太（のち大門）の時代に遺されたものである。せっかくの機会なので所蔵者の許可を頂いて、資料全体の概要と一事例を具体的に紹介できることになった。ちなみに亀吉は筆者の母方の祖父である。

一 大野郡東河原村の概要

足羽川が中流域で国道四七六号と交差する辺りに位置する福井市東河原町、藩政時代は大野藩に属し大野郡東河原村と称した。明治二二年（一八八九）の市町村制により近隣の西河原村にしうばら、横越村、赤谷村および折立村の五村を併せて戸数二〇〇戸、人口一二〇〇人の下味見村が誕生した。当時東河原村は戸数四五戸、人口は二六三人を数えた。

現在、東河原町（以後「東河原」と称す）に所在する樺八幡神社は延喜式にいう「樺神社」で、古来は東河原以外に市布（現福井市西市布町）、西河原（現福井市西河原町）、折立（現福井市折立町）の一部を含む広い神域を有し、大晦日から正月七日間は村の七人衆①が一人ずつ交代で祝部と神社に籠り、春には「ドウズキボウ」（現在は行われていない）、秋の祭礼時には「鉾だし（鉾回し）」など他



旧下味見5村（国土地理院 1:50000 大野から引用）

例のない神事が行われ、七人衆は全員が袴（明治になって羽織袴）を着て神主と共に神輿に従ったという。あらたかな村の氏神として崇敬されてきた。

二 豊田大名家について

東河原町が遺す資料「当村家建始の事」²⁾に次のように記されている。

当村家建始の事

一新屋長右衛門 大門角善 谷十兵衛

右三軒は延喜年中に神人衆と定め申は此三軒也

其後又

惣作長明 了仙善録 紙屋太夫

此三軒を加えて六人衆今日道西明珍加る七人に成る

右七人を村の衆と申定自然向後渡中絶の族有之候共子孫の者相續致ハ七人衆の仲間へ相加可申爲後相記渡置者也

東河原村総代

寛永元年正月元日

神人衆殿

兵衛三郎（印）

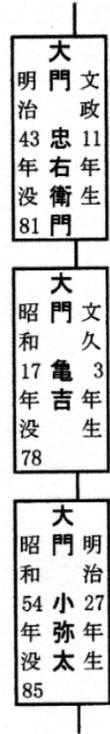
また先の概要で述べた七人衆の中にも大門、長右衛門および明珍の名前は記されており、大門は古くから東河原の指導的立場にあつて村の行政に携わってきたことに違いはない。

大名家が所蔵する藩政時代享保年間以降の「邑方古記録扣」³⁾に庄屋としての大門名が繰り返し見られるが、大名家自体のことを具体的に記す資料は十分ではない。

明治から昭和初期については遺された豊富な資料によって、大門が東河原や下味見村の行政や産業育成に携わっていたことがわかる。

三 亀吉と小弥太

明治・大正・昭和期に自家の農林業、東河原および下味見村の行



政、経済活動の促進に携わったのは忠右衛門の三男亀吉（文久三年（一八六三）生れ⁽⁴⁾と亀吉の嫡子小弥太（明治二十七年（一八九四）生れ）である（右図）。亀吉は明治一〇年（一八七七）頃から家業を手伝いながら、早川弥五左衛門翁⁽⁵⁾の嫡子早川敏先生に師事して学問を学んだ。明治一六年（一八八三）から家業の一切を任せられ、稲作をする一方で林業の拡大、漆の栽培と製蠟、楮子および三桧⁽⁶⁾の植え付けと製皮、養蚕と製糸など商品作物の栽培・加工を重視して先陣を切って実践し、これが農民の利になると常に考えていたという。

この間下味見村の村長も明治二十三年、二十七年（一八九〇、九四）大正二年（一九一三）の三回奉職し、自治・村政にも携わっている。小弥太が遺した父の経歴書⁽⁶⁾によると「彼は特に杉の植林が地域の風土に適合することを認め、かつ山林将来の発展は杉の造林であると感じしを其他の事業の収益からの余力を造林事業に投入して自ら先頭に立って植林を推奨し、育林に熱中した」と記している。

彼は明治になって民主主義が発展したとはいえ、経済的に弱者であった農民層の金融を円活化し経済産業の発達促進の必要性を痛感していた。時あたかも明治三十三年（一九〇〇）に産業組合法が制定施行されると、日本各地に信用組合が設立されるようになった。

東河原に於いては明治四二年（一九〇九）、亀吉が発起人となっ

三井 豊田亀吉と小弥太がのこしたもの



父忠右衛門（左）と亀吉⁽⁷⁾

て無限責任東河原信用購買販売組合（以後「信用組合または組合」と称す）を設立し、理事・組合長を歴任した。

これは村にとって画期的な事であった。そして大正期中ごろから嫡男小弥太に徐々に組合の役員や家業を譲り、昭和五年（一九四〇）に家督を小弥太に譲って隠居の身となり、昭和二十七年（一九四二）七九歳で死去した。蛇足ながら、その時の葬儀で弔辞を述べたのは偶然にも村長を務めていた筆者の祖父三井庄三郎であった。

亀吉の後を継いだ小弥太も早川敏先生に学び、明治四五年（一九二二）福井農林学校卒業と同時に家業の農林業に従事、その後一時志願兵として軍隊に入隊したが、大正五年（一九一六）に除隊し、以後は家業に専念した。

大正一三年（一九二四）信用組合の理事に就任、昭和二年（一九二七）六月に組合長に任ぜられたが、この年一月に信用組合は解散することになり、小弥太は清算人を務めた。

その後は自家林業の改革（林業の一環事業のため中日製材所建設など）を進めると共に村政にも力を注ぎ、昭和十二年（一九三七）と二九年（一九五四）に下味見村長に就任、就任中に下味見村森林組合を創設した。

昭和三〇年（一九五五）には下味見村のほか五ヶ村（大野郡上味見村、羽生村、芦見村、足羽郡上宇坂村、下宇坂村）が合併して足羽郡美山村（戸数一七八八戸、人口九三三三人）が誕生し、引き続き初代の美山村村長に任ぜられた。新しい村名「美山」は、小弥太が亀吉の理念を引き継いで実施してきた林業育成の成果から生まれたものと言えよう。

村政から離れてからも昭和四〇年（一九六五）に美山森林組合長、昭和四三年（一九六八）に福井県森林組合連合会会長に就任し、森林組合の強化、地域林業の目標像策定に尽力、その功績が評価され昭和四三年勲六等旭日単光章を授与された。亀吉の理念を引継ぎ、一途に林業発展に貢献してきたが、昭和五二年（一九七七）五月八五歳で死去した。

四 豊田大門家資料の概要

大門家に現存する全資料は筆者の分類で四〇三点、内訳は次の通

りである（数字は資料点数、（ ）は筆者の補足）。このあとに資料のなかから一事例を具体的に紹介したい。

村の記録

四四点 邑方古記録扣、御物成皆済記録、免定、年

度毎の盛帳、御配布留、講の資料（西治講、

誠和講など）、人別五人組改帳、書状扣、

出証文、江料米代金賦課表、村会記録など

（藩政時代は庄屋を務めていた所以で、享

保から明治年間の村の自治・行政にかかわ

る資料を断片的に遺している）

信用組合

九八点

定款、組合員・役員名簿、持分台帳、信用

台帳、年度の統計資料、（総会の）決議録、

事業報告書など（組合設立から解散に至る

まで殆どの資料が遺存し、実態が一气通貫

自家の事業

三〇点

米穀支出帳并売買帳、小作台帳、杉植林台

帳、材木業収支統計書、作付調書、楮子・

三椶取入帳（蒸桶の製作寸法資料を含む）

など（特に林業では断片的ではあるが杉の

植林、材木の引出し、筏を組んで河川輸送、

販売収支の資料）

養蚕事業

三一点

養蚕室構造設計法、蚕種仕入、蚕飼育日誌、

繰糸女工統計書など（蚕種仕入から糸の生

信用事業

四三点

産まで一貫して知ることができる資料)
金穀貸借明細表、計算表など(明治二〇年頃から昭和五年まで金銭の貸付・返済の記録)

家族 親戚

二五点

大門家の系図、相続、冠婚葬祭、年中行事、過去帳など

家計

六二点

大門家の歳出入、預金、税金、交際費、修繕費など(日常生活のための出費は細かく統制され、無駄を排して厳しく、質素な生活であった一面が伺える)

日誌

三四点

農事執務、諸般の採決、事故などの記録(紛失している年が多い。明治二三年〜大正四年 亀吉の日誌、大正五年〜昭和五年小弥太の日誌)

その他

三六点

杜寺関係、書籍類では往来物(諸職往来、西方経路、大和往来、越前往来ほか)、浄瑠璃(蛭小嶋武勇問答、妹瀬山婦女庭訓ほか)、前田騒動記などがある。

五 事例 信用組合

(一)無限責任東河原信用購買販売組合) 資料から

明治三十三年(一九〇〇)「産業組合法」が制定施行され、農民、

三井 豊田亀吉と小弥太がのこしたもの

商工業者への金融の円滑化が図られ、農村部において信用、購買および生産・販売事業を行う協同組合が組織され発展した。具体的には組合員に対する信用事業(資金の貸付、貯金の取扱)、購買事業(組合が商品を集中購買し組合員へ売却)、販売事業(組合員の生産品を組合が委託販売)で構成され、これらはすでに大門が独自に行っている事業と同類だったので、村民が賛同すれば事務能力の強化は必要であるが、導入は比較的容易だったと考えられる。

そして大門(亀吉)が先頭に立ち明治四二年(一九〇九)「無限責任東河原信用購買販売組合」(以下信用組合または組合と称す)が設立された。

組合の運営は法に基づき行政主導であったが故に、年度毎の事業報告などは福井県知事や大野郡長へ報告、および定款の制定は勿論、小さな変更も登記所へ赴いて必ず登記することが義務付けられるなど、きめ細かな管理体制が要求された。

また今日のJAのように中央会、中央会福井市部会があり入会する必要もあった。

活動期間中の資料はほとんど全部が遺されているので仕組や年度を通じた統計的な分析も可能な貴重な資料である。資料に基づき詳細を見ていこう。

明治四二年(一九〇九)、設立總會にて制定された定款をもとに信用組合の活動が開始された。コメントを加えて要点を示す。(定款の全文は添付資料として巻末に掲げた。)

組合の目的 ・ 産業に必要な資金を貸付ける、産業・生計に必要な



定款の表紙と1頁

な物品を購入して組合員に販売する、組合員の生産物を受託販売する、および組合員と団体の貯金の扱いをする。

組合の組織
 ・無限責任とする。名称は「無限責任東河原信用購買販売組合」

組合員の持分
 ・出資金、準備金、特別積立金で構成される。組合に損失ある時は持分で按分して補填する。

出資額
 ・一口二〇円（一年以内に全額を払込む）

剰余金処分
 ・毎事業年度の剰余金の四分の一以上を準備金に積み立て、準備金控除後の二分の一は特別積立金に積立てる。さらに残余ある時は配当金（持ち分に応じて年六分以下）となす。

役員
 ・理事三名（任期三年）理事の中から組合長を互選、監事二名（任期二年）

信用評定員三名（任期一年）毎年一、七月に会合して全組合員の「信用程度表」（評価表）を作成し理事に提出する。評価項目と点数配分は次の通

総会

信用事業

り
 性行（二〇）勤勉（一〇）約束履行・貯金（二〇）持分（一〇）財産（四〇）
 （一）は明治四三年の配点、合計一〇〇点であるが状況に応じて見直しされる。

通常総会と臨時総会 組合員半数以上出席で発会可

借入組合の主な借入先は村社八幡神社 利息年利率七朱二分

大正六年（一九一七）以降は借入金なしで運営
 ・借入金最高額二千元（明治四三年）、大正一〇年には一万元

貸付金最高額一千元（明治四三年）、大正一〇年には三千元

組合員の借入目的は土地買入、土地開墾、炭山買入、漆山買入、植林仕入、蚕種仕入など

利息

購買品

貸付 利息年率一割四分厘
 貯金 利息年率七分二厘
 ・蚕種、農具、肥料、石油、食塩の他総会の決議を得たもの

大正一〇年（一九二一）には塩鱈、塩鮭、鯨のよ

受託販売品

うな食料品を購入・販売している。
 ・楮子、三椏 販売分歩合金は一円に付四銭

大正一二年（一九二二）価格が暴落し、組合員は
刈り出しを見合わせた。

設立時の会員は五三人、豊田大門（亀吉）が組合長に任じられ、
一五歳になったばかりの小弥太、亀吉の次女みつきも組合員として
加入した。毎年事業の結果は「事業報告書」として取りまとめ、総
会を経て知事宛に報告された。

報告内容は次の通りである

- ・ 財産目録（資産、負債）、貸借対照表、
- ・ 事業報告書（組合員数と出資口数、出資払込、損益計算、借入
金と償還、総会の決議、事業の状況、貯金、貸付金と貯金の利
率 処務の要件

・ 購買品の数量と価格、受入又は販売物（受託販売品）の数量と
価格

・ 剰余金処分案

次に内容を把握するため、資料「事業報告書」によって明治四二
（一九〇九）年の創立から昭和二年（一九二七）の解散に至るまで
の事業経営数字の年度別推移表を作成した。

そして、年度毎の事業状況について事業報告書の「事業の状況」
欄に記述しているコメントを具体的に紹介していきたい。

（一）信用事業 表1は信用（金融）事業の主要項目 貸付金、出
資金他の推移を示す。

貸付金が減少した大正五年（一九一六）、「貸付金及貯金ノ取扱ハ
遺憾ナガラ頻繁ト云フヲ得ス 従テ資金需要ノ状況ニ就テモ尚十分

三井 豊田亀吉と小弥太がのこしたもの

表1 信用(金融)事業の推移

金額単位: 円・銭厘

年度	組合員数	組合貸付金	件数	組合貸付金 年度末残高	件数	組合借入金 年度末残高	組合員出資金 年度末残高	口数	組合員貯金 年度末残高	人数
明治42	53	2,942.520	97	1,488.000	49	1,300.000	158.000	79	16.650	52
明治43	53	2,318.200	48	1,847.000	31	1,360.000	426.818	79	30.717	53
明治44	53	2,944.000	47	2,276.000	33	1,360.000	748.906	79	16.643	53
大正元	52	1,570.260	28	2,595.000	42	1,450.000	971.383	79	26.294	52
大正2	51	3,058.000	28	3,191.000	38	1,492.600	1,162.393	79	35.898	51
大正3	49	3,694.500	45	3,667.500	42	1,582.150	1,362.388	79	47.828	49
大正4	49	3,632.500	35	3,631.500	34	1,597.070	1,534.495	79	66.668	49
大正5	44	1,919.800	29	3,662.000	42	1,667.070	1,580.000	79	104.149	45
大正6	44	3,840.000	30	2,920.000	24	0.000	1,580.000	79	354.328	44
大正7	46	1,227.800	21	3,081.800	27	0.000	1,632.000	84	962.686	46
大正8	42	3,440.310	21	3,928.310	27	0.000	1,858.480	107	909.986	43
大正9	43	4,153.580	33	6,421.580	44	0.000	2,007.310	112	1,429.260	43
大正10	43	6,470.130	22	8,233.560	38	0.000	2,073.760	112	2,091.391	43
大正11	45	10,055.220	44	10,302.220	53	0.000	2,126.580	113	2,692.016	45
大正12	47	11,378.400	24	12,006.400	37	0.000	2,174.160	113	3,202.942	45
大正13	46	6,191.060	31	11,374.390	39	0.000	2,213.680	113	3,081.266	46
大正14	45	13,220.000	30	12,690.000	28	0.000	2,238.740	113	3,508.830	43
昭和元	45	14,305.000	40	12,950.000	29	0.000	2,250.680	113	3,950.446	45
昭和2 (11E迄)	44			12,853.000		0.000	2,120.000	106	4,042.422	44
	合計 (参考)	96,361.280		脱退者払戻未済出資金			140.000			

註1 明治42年の組合借入金総額は2,586,410円(村社八幡神社から借入)

2 昭和2年は清算前

表1(1) 組合員の借入金金の用途
(大正元~5年)

用途	金額(円)	割合(%)
植林仕入	5,239	37.8
材木買入	1,400	10.1
土地買入	4,373	31.6
土地開墾	1,202	8.7
炭山買入	775	5.6
養蚕仕入	336	2.4
漆木買入	153	1.1
農具買入	348	2.5
その他	20	0.1
合計	13,846	100.0

れ、他の目的の流用はないとしている「表1(1)参照」。

大正六年(一九一七)に組合の借入金はゼロになり、以後借入金はないが、貸付金も伸展していない(表1参照)。

翌大正七年(一九一八)に米騒動、大正八年には第一次世界大戦後の戦後恐慌により日本の貿易収支は輸入超過、株の暴落など経済は混乱した時期である。組合は大正一〇年(一九二一)に貸付額の上限を明治四三年(一九一〇)に定めた一千元から二千元(組合の借入金上限も二千元から一万円)、大正一二年(一九二三)には三千元に増額したためか、一件当たり貸付金額は急増している。

大正一〇年(一九二一)の事業報告書には「諸物價暴落シ先年ノ社界ノ經濟機関ヲ一変シテ金融逼迫シテ最早金策茲ニ極リシニ組合資金ノ融通ヲ求メ危機ノ難ヲ逃レ大ニ組合員ハ産業組合ノ恩沢ヲ得シメタリ」と組合の寄与を述べている。また大正一三年(一九二四)には「金融切迫ノ今日組合員ハ組合ノ融通機関ヲ利用シ相互ニ運

ナラス 然レ共地方状況ト比シ比較的多数ノ需要ヲ求メ其ノ用途モ亦目的ニ反スル者アルヲ認メス」とあり、貸付金と貯金は目標まではいかないが、貸付金は用途が定款に定められている通り活用さ

用シ借入ヲナシ償還ヲナシ危機ヲ逃レ固定貸付等モ漸次減少シ先年ノ金融闊達ナル時ニ比シ著シク差異アリ云々」と記している。大正一三年以降の貸付内容の数字を詳細に見ると、元来は産業用が主体であるが経済資金としての貸付も見える。

(二) 購買・販売事業 表2は購買品と受託品の販売高と利益の推移を表す。

購買品については、大正七年(一九一八)の報告に「購買ノ部ニ於テハ其ノ購買額未タ遙ニ所期ノ程度ニ達セス然レ共本年ノ如キ塩購入ノ困難ナリシ等ニ於テ組合及組合員外の者ヲシテ組合ノ恩恵ヲ知得セシメタリ」とあり、個人での食塩の入手は困難だったようだ。

大正一二年(一九二三)になると、組合でも買入困難となり、塩の取り扱いをやめることになった。商品が定款に定められている品目(蚕種、農具、肥料、石油、食塩)だけでは購買額を伸ばすことは困難で、大正一〇年(一九二一)には塩鱈、塩鮭、鯨のような魚類を購入販売して購買高拡大に努めた記録を遺している。

しかし組合の購買高は、大正九年(一九二〇)をピークに以降は年を追って下降に転じ、大正一四年(一九二五)はピーク年の五六パーセントになっている。

また受託販売品である楮子と三極の受託高は波があり伸びることなく、大正一二年(一九二三)には、価格も暴落して「楮子三極暴落ノ為各組合員ハ伐り出シヲ見合セシニ付漸ク形跡ニ留マリシノミ」という状態になっている。

(三) 組合の損益 表3は組合の年間損益の推移、表4は主要年

表 2 購買品、受託品販売高推移

金額単位:円・銭厘

年度	購買品(組合が購入して組合員に販売)				受託品(組合が組合員から委託されて販売)			
	購買高	販売高	利益	利益率	受入高	販売高	利益	利益率
明治42	124.920	132.285	7.365	5.6	56.441	57.312	0.871	1.5
明治43	54.210	58.260	4.050	7.0	0.000	0.000	0.000	#DIV/0!
明治44	15.220	16.330	1.110	6.8	381.214	388.990	7.776	2.0
大正元	133.775	143.030	9.255	6.5	102.947	105.044	2.097	2.0
大正2	156.305	169.660	13.355	7.9	281.660	287.408	5.748	2.0
大正3	82.720	92.280	9.560	10.4	82.723	86.171	3.448	4.0
大正4	102.830	113.855	11.025	9.7	120.613	125.638	5.025	4.0
大正5	157.430	172.385	14.955	8.7	164.788	171.640	6.852	4.0
大正6	253.768	272.572	18.804	6.9	97.985	102.210	4.225	4.1
大正7	456.985	501.950	44.965	9.0	52.539	54.727	2.188	4.0
大正8	476.694	521.170	44.476	8.5	81.899	85.156	3.257	3.8
大正9	507.159	565.055	57.896	10.2	250.480	261.070	10.590	4.1
大正10	388.968	433.030	44.062	10.2	143.440	149.450	6.010	4.0
大正11	485.404	552.640	67.236	12.2	88.810	92.710	3.900	4.2
大正12	293.470	328.920	35.450	10.8	6.440	6.740	0.300	4.5
大正13	275.620	293.980	18.360	6.2	11.410	11.960	0.550	4.6
大正14	282.300	309.690	27.390	8.8	0.000	0.000	0.000	#DIV/0!
昭和元	309.135	341.870	32.735	9.6	0.000	0.000	0.000	#DIV/0!
合計(参考)	4,556.913	5,018.962	462.049	9.2	1,923.389	1,986.226	62.837	3.2

註1 定款に定める購買品 蚕種、農具、肥料、食塩(産業用)、食塩、石油(経済用)、ほかには総会で採決

表 3 年間損益の推移

金額単位:円銭厘

年度	組合員数	貸付金利息	購買品他売却益	①利益	貯金利息	借入金利息	事務経費	その他	②損失	純利益①-②
明治42	53	65.330	8.236	73.566	0.850	27.980	17.770	5.000	51.600	21.966
明治43	53	231.390	4.050	235.440	4.154	93.600	17.300	3.400	118.454	116.986
明治44	53	282.100	8.886	290.986	5.726	97.920	31.400	2.900	137.946	153.040
大正元	52	287.510	11.352	298.862	4.038	98.320	31.740	12.900	146.998	151.864
大正2	51	320.440	19.103	339.543	4.030	87.000	29.259	2.900	123.189	216.354
大正3	49	373.305	13.008	386.313	4.531	89.550	25.140	9.170	128.391	257.922
大正4	49	440.220	16.050	456.270	5.419	94.920	19.780	13.250	133.369	322.901
大正5	44	439.800	21.807	461.607	6.944	95.810	20.130	13.600	136.484	325.123
大正6	44	466.520	23.029	489.549	13.791	78.330	32.050	13.430	137.601	351.948
大正7	46	369.125	47.188	416.313	51.073	0.000	39.845	26.690	117.608	298.705
大正8	42	364.240	69.432	433.672	59.355	0.000	39.820	56.515	155.690	277.982
大正9	43	496.740	72.926	569.666	112.136	0.000	59.815	38.940	210.891	358.775
大正10	43	586.600	50.073	636.673	187.270	0.000	48.370	34.576	270.216	366.457
大正11	45	779.470	71.136	850.606	279.047	0.000	68.250	54.000	401.297	449.309
大正12	47	1,011.300	35.750	1,047.050	364.310	0.000	40.680	21.550	426.540	620.510
大正13	46	994.200	41.040	1,035.240	331.608	0.000	69.760	43.148	444.516	590.724
大正14	45	1,380.680	37.910	1,418.590	445.037	0.000	91.000	30.630	566.667	851.923
昭和元	45	1,530.490	36.452	1,566.942	463.712	0.000	51.280	49.850	564.842	1,002.100
昭和2(1E迄)	44	1,370.190	114.121	1,484.311	414.082	0.000	162.170	32.000	608.252	876.059
合計(参考)		11,789.650	701.549	12,491.199	2,757.113	763.430	895.559	464.449	4,880.551	7,610.648
比率(参考)		0.944	0.056	1.000	0.565	0.156	0.183	0.095	1.000	

表4 主要年度の貸借対照表

金額単位:円・銭厘			
(1) 明治42年度		(2) 大正5年度	
貸方		借方	
費目	金額	費目	金額
払込未済出資高	1,422.000	出資金	1,580.000
貸付金	1,488.000	貯金	16.650
什器	0.120	借入金	1,300.000
購買品残高	1.060	購買品代金未払	3.400
現金	10.836		
		本年度剰余金	21.966
合計	2,922.016	合計	2,922.016

(3) 大正7年度		(4) 昭和2年11月末時清算後(下記註参照)	
貸方		借方	
費目	金額	費目	金額
払込未済出資高	48.000	出資金	1,680.000
貸付金	3,081.800	貯金	962.686
什器	7.600	借入金	0.000
購買品残高		準備金	592.938
現金	1,064.467	特別積立金	667.538
		本年度剰余金	298,705
合計	4,201.867	合計	4,201.867

註 昭和2年 清算の内容

負債の部 中央金庫払込未済出資金、信用組合連合会払込未済出資金払込、規約預金、家族預金、団体預金、脱退者払戻未済出資金支払
 資産の部 貸付金回収、福井県信用組合連合会出資金回収、中央金庫出資金回収、什器、購買品の売却(損金・益金計上)

度の貸借対照表である。

年間損益の数字だけを見ると順調に推移しているように見えるが、大正一四年(一九二五)の事業報告書によると、信用事業は「貸付金固定シテ組合員ノ産業資金ヲ充スニ至ラザルハ甚タ遺憾ナリ」、購買品は「購買事業ハ其取扱高極メテ僅少ニシテ其効果甚少ナシ」、受託品は「販賣事業ハ全ク休止ノ状態ニ在リタリ」といづれの事業も一層厳しい方向に向いていた。

組合設立の明治四二年(一九〇九)は組合財産が未だ少なく、村社八幡神社から借入(表1註1)して事業資金としてスタートし、事業結果は剰余金二一円九六銭六厘だった(表4(1))。

それから一八年経過、この間に組合員は総額九六、三〇〇円余を借入れ(表1)、土地購入、開墾、植林仕入、材木購入、炭山購入などに投資して産業・経済の発展に努めて成果を上げた。内訳の一つとして植林を挙げれば、二二、〇〇〇円余を借入れて実行した結果は東河原のみならず他村の林業の発展にも寄与した。

世間では第一次世界大戦の戦後恐慌のあおりを受けて、大正年間後期頃から諸物価が下落して諸事業において破産する者も多々ありと報告されている。

当組合を取り巻く環境も前述のように厳しい局面の中で、

(1) 継続するに十分な効果を上げる見込みが立たない。

(2) 組合員の組合事業に対する士気が低下してきている。

この二点を提案理由にして、昭和二年(一九二七)七月三日村社榊八幡神社で臨時総会が開催され、一月末日を以て解散を決定し



「対山萌ゆ」20号三郎画 筆者蔵

た。
清算人は豊田小弥太が務め、表4(4)に示す昭和二年の貸借対照表にある出資金、準備金、特別積立金、本年度純益金を合わせた総額八、五二六円一銭は組合員四人それぞれの持分に合わせて還付された。信用組合は父が創立し、子が清算するという皮肉な結末になったが、将来に向けて遺されたものも多かった。

おわりに

豊田大門家の農林業について、農業は「田と畑だけではない」田と畑作業の狭間を縫って桑を植えて養蚕と製糸、楮子・三極を採取して製皮、漆を栽培して製蠟を行なう、つまり「素材を加工」することによって産物の付加価値を上げることを目指した。林業は「杉が地域の風

土に適する」と唱えて先頭に立って杉の植林を促進してきた。これが山村の産業と経済の発展に寄与するという考え方であった。

大門家は、農林業の多くの作業を進めるにあたり、「年中行事」を定め、いつ何を行うか季節(月・日)ごとの作業の予定と決行(実施)を事細かく記している。また日々の「業務日課」が定められ、一日の行動を規定している。この中に、「夕食後は三十分以上会計の事に従う事」と一行あり、日々の結果は即日時間をかけて記録していた。⁸⁾

亀吉と小弥太が心身を尽くして植林を促してきた幾多の杉は、今日各地でいずれも大きな森林となり、美しい景観を醸しだしている。亀吉の四男で洋画家の三郎は、春夏秋冬、朝夕に変化するこの景色に魅了され「杉を描く画家」として、晩年一〇七歳までふるさとの「杉ある風景」を描き続けた。現在、東河原に大門家は存在しないが、亀吉や小弥太が遺した資料や三郎が描いた杉の絵が地元に残されている限り大門の名前は末長く伝えられるだろう。

謝辞

本稿を発表するに当たって、資料所有者の豊田英花氏に資料発表に関し寛大なご理解を頂いた。ここに謝辞を申し上げたい。

註

(1) 三井紀生「みやまの神社信仰のすがた―五二神社の悉皆調査から」(福井市美山公民館、二〇一四年) 八一頁。七人衆の名前は樺八幡神社に遺さ

れている明和四年（一七六七）銘の棟札に記されている。七人の名前は、長右衛門、大門、久左衛門、太右衛門、明珍、太左衛門、兵左衛門、そしてその年の庄屋の長右衛門、宮庄屋は大門が記されている。

(2) 東河原町文書「当村家建始の事」（『福井県大野郡誌 下編』福井県大野郡教育会、一九二二年）八二八頁および『美山町史 下巻』（美山町史編さん委員会、一九八四年）五三六頁に掲載されている。

(3) 豊田大門家資料五〇—一〇一「東河原村 邑方古記録扣」豊田大門重物。

(4) 三井庄三郎家資料五〇—一〇四「東河原村 明治六年度 戸籍帳」。亀吉については二男という資料もあるが、明治六年（一八七三）のこの資料は翌年戸籍法が施行される前の事前調査資料なので信頼性が高いこと、また「亀吉」という名前が記載されている公式な資料は本資料以外に見当たらない。

(5) 早川弥五左衛門 文政二年（一八一九）生、越前大野藩士、安政三年（一八五六）藩命により内山隆佐（たかすけ）の蝦夷地探検に随行、翌年大野丸で樺太に渡り屯田を試みる。明治三年（一八六七）教員になり、同二年（一八七九）大野郡下味見村折立に移住し、折立小学校の開校準備、長男敏先生の教育支援などで余生を過ごす。明治一六年（一八八三）死去。六五歳（『しもあじみ』下味見小学校閉校記念実行委員会、二〇〇一年）

(6) 豊田大門家資料一〇—一〇八「大門（亀吉）の経歴」。昭和一七年（一九四二）大門（亀吉）死去時に小弥太が書き記した亀吉の経歴書から抜粋。

(7) 三井庄三郎家資料二〇—一〇一。亀吉七男豊田孝正が記した書簡「父母の事（回想）」（筆者の母宛）に添付されていた写真、他に同時代撮影の写真が三葉所在する。

(8) 豊田大門家資料一〇—一〇三「明治四十三年 年中行事」の一頁に一日

の「業務日課」の進め方を記述している。

添付資料 定款 無限責任東河原信用購買販賣組合定款

第八條

本組合ノ存立時期ハ無期限トス

第一章 総則

第九條

組合員ノ持分ハ左ノ標準ニヨリ之ヲ定ム

第一條

本組合ハ左ノ事業ヲ営ムヲ以テ目的トス

一

出資^(イ)格ニ相当スル財産ニ対シテハ出資^(イ)格ニ應シ算定ス

一 組合員ニ産業ニ必要ナル資金ヲ貸付シ及貯金ノ便宜ヲ得セシムル事

二

準備金ニ対シテハ払込済出資累計額ニ應シ年度毎ニ之ヲ算定加算ス

二 産業及生計ニ必要ナル物ヲ購買シテ之ヲ組合員ニ賣却スル事

三

特別積立金ニ対シテハ組合ヨリ購買シ及組合ニ委託シテ販賣シタル物品ノ価格ヲ合計シタル金額ニ應シ年度毎ニ之ヲ算定加算ス

三 組合員ノ委託ヲ受ケ其生産シタルモノヲ販賣スル事

毎ニ之ヲ算定加算ス

四 組合員ニ対シ其経済ノ発達ニ必要ナル資金ヲ貸付シ及組合員ト同一ノ家ニ在ル者共公共団体又ハ營利ヲ目的トセサル法人若クハ団体ノ貯金ヲ取扱フ

組合ニ損失アリタル時ハ之ヲ填補シタル組合ノ財産ノ科目ニ対スル前年度末ニ於ケル持分ニ按分シテ控除シ持分ヲ算定ス

(四項は、大正七年四月二十六日認可)

第十七條第二項ニ依リ特別積立金ヲ設備費ノ償却又ハ臨時ノ支出ニ使用シタル場合ニ於テ亦同シ

(四項は、大正七年四月二十六日認可)

第二條

本組合ハ無限責任東河原信用購買販賣組合ト称ス

臨時ノ支出ニ使用シタル場合ニ於テ亦同シ

第三條

本組合ノ組織ハ無限責任トス

組合財産カ出資額ヨリ減少シタルトキハ出資口數ニ應シ持分ヲ算定ス

第四條

本組合ノ区域ハ福井縣大野郡下味見村一圓トス

(下味見村東河原を下味見村全域に拡大大)

正八年一月二十九日認可)

第二章 出資及準備金

第五條

本組合ノ事務所ハ之ヲ福井縣大野郡下味見村東河原第

第十條

出資一口ノ金額ハ貳拾円トス

貳拾号貳拾六番地ニ置ク

第十一條

出資第一回払込金額ハ一口ニ付貳円トス

第六條

組合員タル者ハ本組合ノ区域内ニ住スル齡拾五歳以上

第十二條

第一回払込後ハ余剰金ヨリ払込に充ツルモノノ外組合員ハ左ノ各号ノ一二依リ出資ノ払込を為スコトヲ要ス

ノ男子又ハ女子ニシテ農業を為ス者ニ限ル

第七條

組合員ハ本組合ト同一ノ目的ヲ有スル他ノ組合ニ加入

一

出資各口ニ付毎月末金貳拾錢以上ヲ払込ム事

二 出資各口ニ付毎年六月末及十二月末金壹円以上払込ム事

三 第一回払込後壹ケ年以内ニ全額ヲ払込ム事

第十三條 産業組合法第十五條第二項第三号ノ事項ニ付テハ毎年

十二月三十一日マデニ一回ニ取纏メテ記載ヲ為スモノ

トス

第十四條 組合員其出資ノ払込ヲ怠リタル時ハ期日後一日ニ付其

払込ムヘキ金額ノ百分ノ一ニ当ル過怠金ヲ徴収ス

第十五條 準備金ノ額ハ総資産額ト同額トシ其額ニ達スル迄毎事

業年度ノ剩餘金ノ四分ノ一以上ヲ積立ツルモノトス

第十六條 加入金過怠金及第七十一條ニ依リ一部ノ払戻ヲ為シタ

ル持分ノ剩餘ハ之ヲ準備金ニ繰入ルルモノトス

第十七條 剩餘金ヨリ準備金ニ積立ツヘキ金額ヲ控除シタル剩餘

ノ少ナクトモ二分ノ一ハ特別積立金トシテ之ヲ積立ツ

ルモノトス

特別積立金ハ損失補填又ハ組合ノ事業ニ必要ナル設備

費ノ償却ニ充ツルモノトス但シ總會ノ決議ニ依リ事

業資金ノ融通其他ニ之ヲ利用シ又ハ臨時ノ支出ニ之ヲ

使用スルコトヲ得

剰余金ヨリ準備金及特別積立金ヲ控除シテ尚ホ剩餘ア

ルトキハ之ヲ配当金ト為スモノトス

第十八條 準備金及特別積立金ハ組合員ニ貸附シ總會ノ承諾ヲ經

タル銀行若シクハ個人ニ預ケ入レ又ハ之ヲ以テ國債證

券若シクハ總會ノ承認ヲ經タル地方債券ヲ買ヒ入レ又
ハ總會ノ承認ヲ經テ事業資金ニ融通スルノ外ニ之ヲ利
用スルコトヲ得ス

第三章 組合ノ機関

第十九條

本組合ニ理事三名監事二名ヲ置ク 理事ハ組合長一名
ヲ互選ス

第二十條

理事ノ任期ハ三ケ年トシ監事ノ任期ハ二ケ年トス 但
再選ヲ妨ケス 組合長ノ任期ハ理事ノ任期ニ從フ 満
期再選ニ依リ就任シタル理事又ハ監事ノ任期ハ其再選
ノ日ヨリ起算ス 補欠選挙ニ依リ就任シタル理事又ハ
監事ノ任期ハ前任者ノ任期ヲ繼承ス

理事又ハ監事ノ全員カ闕ケタル場合ノ選挙ニ依リ就任
シタル理事又ハ監事ノ任期ハ第一項及第三項ノ規定ニ
依ル 増員ノ選挙ニ依リ就任シタル理事又ハ監事ノ任
期ハ他ノ現任理事又ハ監事ノ最モ短キ残任期ニ同シ
理事及監事ハ任期滿了後ト雖後任者ノ就職エル迄仍其
職務ヲ行フモノトス

(本條は大正十三年三月十二日 変更を認可)

第二十一條

辞任其他ノ事由ニ依リ理事又ハ監事ニ缺員ヲ生シタル
時ハ通常總會ヲ待ツコト能ハサル場合ニ限り臨時總會
ニ於テ補欠選挙ヲ為スモノトス

總會ガ理事又ハ監事ノ解任ヲ議決シタル時ハ同時ニ其

補欠選挙ヲ為スコトヲ要ス

第二十二條 總會ハ通常總會及臨時總會ノ二種トス 通常總會ハ毎年一回一月之ヲ開ク

臨時總會ハ左ノ場合ニ於テ之ヲ開ク

一 理事力必要ト認メタルトキ

二 監事力産業組合法第三十四條に依リ必要ト認メタルトキ

三 総組合員五分ノ一以上ヨリ會議ノ目的及招集ノ理由ヲ示シテ請求シタルトキ

第三十條

第二十三條 總會ノ招集ハ少クとも五日前に書面を以テ組合員ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス前項ノ通知書ニハ招集者之ニ記名スルヲ要ス

第三十一條 信用評定委員ハ一月及七月定會ヲ開キ組合員各自ノ信用ヲ評定シ信用程度表ヲ作成ス信用程度表ハ理事之ヲ保管シ役員以外ノ者閲覧を許サルモノトス

第三十二條

第二十四條 總會ハ総組合員ノ半数以上出席スルニ非ラサレハ發會スルコトヲ得ス若シ半数ニ充タサルトキハ十日以内ニ更ニ招集シ出席シタル組合員を以テ開會ス

第三十三條

前項ノ場合ニ於ケル決議ハ出席シタル組合員ノ過半数ヲ以テ之を為ス

第三十四條

理事及監事ノ選任及解任定款ノ変更除名解散ノ決議ハ総組合員半数以上出席シ其四分ノ三以上ノ同意アルコトヲ要ス

及監事ノ命ヲ承リ庶務ニ従事ス

第三十五條

第二十五條 總會ノ議長ハ組合長之ニ當ル 組合長事故アルトキハ理事ノ一人之ニ代ル

理事ハ總會ノ決議ヲ經テ特別技能アル者ヲ協議員ト為スコトヲ得 協議員ハ理事ノ諮問ニ答ヘ又ハ組合ノ事業ニ付理事ニ意見ヲ開陳スルモノトス

但總會ニ於テ必要ト認ムルトキハ組合員中ヨリ之ヲ互

第四章 事業ノ執行

第三十五條 本組合ノ事業年度ハ毎年一月一日ニ始マリ十二月三十

一日ニ終ル

第三十六條 理事ハ組合ニ餘裕金アルトキハ總會ノ承認ヲ経タル銀

行又ハ一個人ニ之ヲ預ケ入ルコトヲ得

第三十七條 事業執行ニ関スル細則ハ理事之ヲ定ム

信用ノ部

第三十八條 組合員カ貸付ヲ請求シタル時ハ理事ハ信用程度表及貸

付金ノ用途ヲ調査シ其金額ヲ定ムルモノトス

二 經濟ノ發達ニ必要ナル資金ノ貸付ハ産業ニ関スル貸付

資金ニ餘裕アル場合ニ限り相当ノ担保ヲ徴シ之ヲ行フ

モノトス 但一組合員ニ対スル貸付金額五拾円未満ナ

ルトキハ此限りニアラス(本項追加 大正七年四月

二十六日認可)

第三十九條 理事貸付ヲ為ス場合ニ於テハ組合員ヲシテ保証人ヲ立

ラシメ又ハ相当担保ヲ供セシムルコトヲ要ス

第四十條 貸付金ノ弁済期限ハ一ケ年以内ニ於テ之ヲ定ム 但特

別ノ事由アルモノハ之ヲ三ケ年以内ト為スコトヲ得

第四十一條 組合員カ貸付金ノ弁済ヲ怠リタルトキ遅延利息ハ貸付

金ノ利率ニ依ル

第四十二條 理事ハ貸付金仕様ノ實況ヲ監査シ貸付ノ目的ニ反スル

者アリト認ムルトキハ組合員ニ対シ期限前ト雖モ弁済

ヲ為サシムルコトヲ得

第四十三條 貯金ハ一回拾錢以上トス 貯金ノ利子ハ毎年六月及

十二月ニ於テ各其前月迄ノ分ヲ計算シ之ヲ元本ニ組込

ムモノトス

第四十四條 貸付金及貯金ノ利率ハ左ノ制限内ニ於テ理事便宜之ヲ

定ム

一 貸付金壹カ月金百円ニ付利息金壹円式拾錢以内

二 貯金金壹カ月金百円ニ付利息金七拾錢以内

購買ノ部

第四十五條 本組合ニ於テ購買する物品左ノ如シ

一 蚕種 農具 肥料 石油 食塩

二 其他總會ノ決議ヲ経タル物品

第四十六條 組合員ハ理事の承認ヲ経ルニ非ラサレハ組合外ヨリ前

条ノ物品ヲ購入スルコトヲ得ス

第四十七條 理事ハ組合員ノ需要ヲ調査シ又其注文ニ應シ第四十五

條ノ物品ヲ便宜購買スルモノトス

第四十八條 組合員ニ賣却スル物品ノ代價ハ市價ヲ標準トシテ理事

之ヲ定ム

第四十九條 理事ハ必要アルトキハ時期ヲ指定シテ組合員ニ注文物

品ノ見積代金ノ一部ヲ提供セシムルコトヲ得

第五十條 組合員組合ヨリ物品引渡ノ通知ヲ受ケタルトキハ遅滞

ナク之ヲ引取ルコトヲ要ス

第五十一條 組合員ハ物品引取リト同時ニ其代金ヲ支払フコトヲ要

ス 但止ムコトヲ得サル事由アルトキハ六ケ月ヲ超ヘ

サル期間代金支払ノ延期ヲ請求スルコト得 前項但書

ノ場合ニ於テハ百円ニ付金四銭以内ニ於テ理事ノ定メタル日歩ヲ支払フコトヲ要ス

第五十二條 理事代金支払ノ延期ヲ承諾スル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ組合員ヲシテ保證人ヲ立テシムルコトヲ得

販賣ノ部

第五十三條 本組合ニ於テ販賣スル物品左ノ如シ

一 楮子 三ツ極

二 其他總會ノ決議ヲ經タル物品

第五十四條 組合員ハ理事ノ承諾ヲ得ルニ非ラサレバ組合ニ委託セシテ前条ノ物品ヲ販賣スルコトヲ得ス

第五十五條 理事ハ組合員カ物品ヲ組合ニ差出スヘキ時期ヲ指定スルコトヲ得

第五十六條 組合ガ組合員ヨリ物品ヲ受取タルトキハ其數量及品等ヲ査定シ理事之ヲ組合員ニ通知スルモノトス 前項品

等査定ノ方法及標準ハ豫メ總會ノ決議ヲ以テ定ム 受取物品中品等不良ナルモノハ之ヲ組合員ニ返付スルトヲ得

第五十七條 組合員ハ其賣却セントスル物品ニ付代價又ハ賣却ノ時期ヲ指定スルコトヲ得ス

第五十八條 組合員ハ組合ニ物品ヲ引渡シタル後ハ何時ニテモ代金ノ仮渡ヲ請求スルコトヲ得 但其額ハ物品時價ノ十分ノ八以内ニ於テ理事之ヲ定ム

前項の仮渡金ニ対シテハ百円ニ付金四銭以内ニ於テ理事ノ定メタル日歩ヲ支払フコトヲ要ス

第五十九條 本組合ハ組合員ニ拂渡スヘキ物品ノ代金ニ付總會ノ定タル歩合金ヲ収納ス

第六十條 一ケ月中ニ販賣シタル物品ノ代金ハ組合ニ於テ現金ヲ受取タルト否トニ拘ラズ毎月末各品等ニ付之ヲ計算シ組合員ガ委託シタル物品ノ數量ニ應シテ之ヲ分配スルモノトス 假渡ヲ受ケタル組合員ニ付テハ前項ノ場合ニ於テ差引計算ヲ為スモノトス

第六十一條 物品受取当月中ニ賣却スルコト能ハサリシ物品ニ付イテハ其後ニ賣却シタル同品等物品ノ代金中ヨリ先ヅ其代金ヲ配分スルモノトス

第六十二條 物品受取後ノ危険ハ組合ノ負担トス

第五章 剩餘金処分及損失補填

第六十三條 剩餘金ハ準備金及特別積立金ニ積立ツヘキ金額ヲ控除シタル後ニ非ラサレバ之ヲ組合員ニ配当スルコトヲ得ス

第六十四條 前項ノ配当ハ組合員ノ持分に應シテ年六分以下トス 前項ノ配当ヲ為シ尚殘餘アルトキハ特別配当金トシテ其年度ニ於テ組合ヨリ購買シ及組合ニ委託シテ販賣シタル金額ニ應シテ之ヲ為スモノトス 損失ノ補填ハ先ヅ特別積立金ヲ以テシ次ニ準備金ヲ以

テス

第六十五條 組合財産方組合債務ヲ完済スルニ足ラサルトキハ組合

員ハ出資総額ニ應シテ損失分ヲ負担スルモノトス 脱
退シタル組合員ノ損失負担ノ割合亦同ジ

第七十條

出スコトヲ要セス

組合員左ノ事由ノ一ニ当ルトキハ總會ノ決議ニ因リ之
ヲ除名ス

一 出資ノ払込貸金ノ弁償又ハ利息ノ払込購買物品ノ代金
支払ヲ怠リ期限後一ヶ月以内ニ其義務ヲ履行セサルト

第六章 加入及脱退

第六十六條 新タニ組合員タラントスル者ハ申込書ニ加入金壹圓ヲ

添ヘ理事ニ差出スコトヲ要ス

理事前項ノ申込書ヲ受ケタル時ハ書面ヲ以テ総組合員
ノ同意ヲ求ムルコトヲ要ス

総組合員ノ同意アリタルトキハ理事ハ其旨加入者ニ通
知シ出資第一回ノ払込ミヲ為サシメタル後組合名簿ニ

記載ヲ為スコトヲ要ス

第六十七條

組合員其持分ヲ譲渡サントスル場合ニ於テ譲受人ガ組
合員ナルトキハ總會ノ決議ヲ經ルコトヲ要ス

持分ノ譲受人組合員ニ非ラサル者ナルトキハ過入金及

出資ノ払込ヲ為サシメサルノ外前條規定ヲ準用ス

第六十八條

組合員脱退セントスルトキハ少ナクトモ其事業年度末
六ヶ月前ニ其旨理事ニ豫告スルコトヲ要ス

第六十九條

死亡ニ因リ脱退シタル組合員ノ相続人ガ直ニ加入ノ手
続ヲ為シタルトキハ組合ハ被相続人ニ対スル持分ノ払
戻計算ヲ為サズシテ之ヲ被相続人ト同一ノ権利ヲ有シ
義務ヲ負フモノト看做ス 之場合ニ於テハ過入金ヲ差

キ

二 組合ヨリ購買シタル物品ヲ転賣シタルトキ

三 自己ノ生産シタルモノニ非ラサル物品ヲ組合ニ付シ自
己ノ生産物ナリト偽リ又ハ自己ノ生産シタルモノニ非

四 第四十六條又ハ第五十六條ノ規定ニ違背シ物品ヲ購買
又ハ販賣シタルトキ

五 組合ノ事業ヲ妨クル所為アリタルトキ

六 犯罪其他ノ所為ニ依リ信用ヲ失ヒタルトキ

第七十一條

組合脱退ノ場合ニ於ケル持分ノ払戻ハ其払込済出資額
ニ止マルモノトス

但死亡禁治産其他總會ニ於テ已ムコトヲ得サルモノト
認メタル事由ニ因リ脱退シタル組合員ニハ持分ノ全部
を払戻スモノトス

第七章 組合の解散

第七十二條

組合ノ解散シタルトキハ理事其清算人トナル

第八章 附則

第七十三条 本組合設立^(マ)当事ノ理事監事及信用評定員ヲ定ムルコト

左ノ如シ

但第一回通常總會ニ於テ之ヲ改選ス

理事 豊田 大門 (印)

全 清水 太左衛門 (印)

全 豊田 忠右衛門 (印)

監事 高嶋 彦右衛門 (印)

全 山本 由松 (印)

信用評定委員 清水 勇吉 (印)

全 山本 和太郎 (印)

全 森下 弥助 (印)

右定款ヲ協定シ茲ニ記名捺印ス

明治四十二年

設立者

豊田大門 (印) 豊田小弥太 (印) 豊田みつぎ (印)

豊田元吉 (印) 清水平左衛門 (印) 清水大五郎 (印)

清水庄右衛門 (印) 渡辺ふじ (印) 竹内みと (印)

高嶋久五郎 (印) 高嶋彦左衛門 (印) 竹内半左衛門 (印)

小森吉五郎 (印) 小林力松 (印) 竹内文次郎 (印)

加藤九之助 (印) 倉内四郎兵衛 (印) 清水太右衛門 (印)

山本和太郎 (印) 内田太平衛 (印) 松田義基 (印)

竹内貞助 (印) 豊田春吉 (印) 佐々木次郎 (印)

小林丸吉 (印) 山本由松 (印) 小林市之助 (印)

吉田清藏 (印) 竹内政右衛門 (印) 吉田清五郎 (印)

竹内與三吉 (印) 佐々木庄作 (印) 清水松吉 (印)

清水勇吉 (印) 竹内善作 (印) 松田政次郎 (印)

村中京松 (印) 清水緑 (印) 豊田忠右衛門 (印)

渡辺才次郎 (印) 竹内武光 (印) 織田忠平衛 (印)

森下弥吉 (印) 豊田忠松 (印) 森下弥助 (印)

森下景兵衛 (印) 内田仁藏 (印) 松田角助 (印)

松田鶴吉 (印) 高嶋久松 (印) 森下三郎右衛門 (印)

内田才正 (印) 竹内しゅん (印)

著者註 定款の最後に記載されている設立者個人名については「無限責任東

河原信用購買販売組合」設立の史実をより具体化するために削除しな

いことにした。これら名前が子孫の方の目に触れることがあるかもし

れないが趣旨をご理解賜りたい。